

# 財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 久米南町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
579	1,752	170	2,501

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの 繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	3,596	3,429	167	141	65	4,532	
住宅新築資金等貸付特別会計	2	21	△ 19	△ 19	-	27	
一般会計等	3,580	3,431	148	122		4,559	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
簡易水道事業特別会計	381	358	23	3	89	711	548	
公共下水道事業特別会計	1,145	1,143	2	2	153	2,590	2,936	
用地取得造成事業特別会計	0	0	0	3	-	-	-	
国民健康保険特別会計	646	644	2	2	56	-	-	
介護保険特別会計	670	662	7	7	109	-	-	
後期高齢者医療特別会計	76	76	1	1	33	-	-	
老人保健特別会計	9	9	0	0	3	-	-	
介護サービス事業特別会計	4	2	2	2	-	-	-	
公営企業会計等 計				20		3,301	3,484	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
岡山県広域水道企業団	4,665	6,076	△ 1,411	2,104	-	47,017	19	法適用企業
岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計	69	67	2	2	-	-	-	
岡山県後期高齢者医療広域連合特別会計	216,791	216,550	241	241	3,798	-	-	
岡山県市町村総合事務組合一般会計	10,544	10,065	479	312	1,616	-	-	
岡山県市町村総合事務組合貸付金特別会計	1,430	843	587	814	-	-	-	
岡山県市町村総合事務組合救急運行金特別会計	61	57	3	△ 57	60	-	-	
岡山県市町村総合事務組合交通災害共済特別会計	8	4	4	4	-	-	-	
岡山県市町村税務整理組合	72	66	6	6	2	-	-	
津山広域事務組合一般会計	40	32	7	7	14	-	-	
津山広域事務組合ふるさと振興事業特別会計	21	12	9	9	-	-	-	
久米老人ホーム組合一般会計	153	146	8	8	4	-	-	
久米老人ホーム組合指定訪問介護事業特別会計	23	20	4	4	-	-	-	
岡山市久米南町衛生施設組合	210	192	18	18	-	61	46	
旭川中部衛生施設組合	207	177	30	30	1	213	23	
津山圏域消防組合	2,365	2,286	79	79	36	1,903	41	
津山地区農業共済事務組合	380	366	14	622	-	-	-	法適用企業
岡山市久米南町国民健康保険病院組合	1,073	1,060	13	795	-	423	132	法適用企業
一部事務組合等 計				4,998		49,617	261	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
久米郡土地開発公社	0	5	3	-	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計									

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	353	490	137
減債基金	75	145	70
その他充当可能基金	496	473	△ 23
充当可能基金	924	1,108	184

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	4.75	4.88	0.13	△ 15.00	△ 20.00	簡易水道事業特別会計	-	-	-
連結実質赤字比	7.38	5.70	△ 1.68	△ 20.00	△ 40.00	公共下水道事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	13.9	13.2	△ 0.7	25.0	35.0	用地取得造成事業会計	-	-	-
将来負担比率	187.4	156.5	△ 30.9	350.0					
財政力指数	0.23	0.22	△ 0.01						
経常収支比率	91.1	89.0	△ 2.1						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。  
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。  
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。